

① 事前審査について

2025. 03. 24

<p>切替条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 埼玉県内に居住していること <input type="checkbox"/> 有効な外国免許を所持していること <input type="checkbox"/> 外国免許を取得してから、その国に通算して3か月以上滞在していたこと
<p>事前審査</p> <p>受付時間</p> <p>受付場所</p>	<p>◎ 外国免許の切替手続きには、事前審査が必要です 必要書類などを持参し、事前審査受付時間内に受付をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 月～金曜日の平日 (祝日、休日、年末年始【12月29日から翌年1月3日】を除く) <input type="checkbox"/> 午前9時30分～午前10時00分までの間 <input type="checkbox"/> 運転免許センター2階(試験棟) 《外国免許切替相談室》
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 上記受付時間内に受付しても切替(事前審査)希望者が多数の場合、事前審査の開始時間が午後になる場合があります。 ※ 事前審査は、聞き取りや申請書類等の確認に一人当たり40～50分程度の時間が掛かる場合があります。 ※ 事前審査受付時に番号カードを配布し、番号順に事前審査を開始しますが、状況によって順番が前後する場合があります。 ※ 事前審査の際、係官が「外国免許の取得状況等」について申請者に説明を求めますので、日本語が話せないかたは、<u>通訳のできるかたを必ず同伴してください。</u>(スマートフォンアプリや機器は使えません) 通訳人がいない場合、事前審査ができない場合があります。
<p>必要書類等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 外国免許証 <input type="checkbox"/> 外国免許証の翻訳文 <ul style="list-style-type: none"> ※ 当該免許証を発給した外国等の行政庁等、領事機関又は国家公安委員会が指定した機関「JAF(日本自動車連盟)若しくはジップラス株式会社」が作成した翻訳文に限ります。 <input type="checkbox"/> パスポート(滞在期間を確認するため、古いパスポートもすべて持参) <ul style="list-style-type: none"> ※ 外国免許を取得時に使用していたもの、現在使用しているもので発給国における出入国の日付が全てわかるもの。 ※ EU圏、パスポートを亡失、パスポートに出入国スタンプが押されていない場合は滞在期間の確認が不可のため、発給国の出入国証明書、在職証明書、給料明細書、高校・大学等の卒業証明書など(コピー不可)が必要となります。また、審査の状況によっては航空チケット等を確認する場合があります。 <input type="checkbox"/> 外国籍の方は国籍、在留期限、在留資格等全部記載の住民票及び在留カード等 <ul style="list-style-type: none"> ※ 個人番号が記載されていないもので、コピー不可。 <input type="checkbox"/> 日本国籍の方は本籍地記載の住民票 <ul style="list-style-type: none"> ※ 個人番号が記載されていないもので、コピー不可。 有効な日本の運転免許証を持っている方は住民票は不要です。 <input type="checkbox"/> 日本の運転免許証をお持ちの方は「運転免許証」又は「マイナ免許証」若しくは「2枚持ちの方は両方」(失効(有効期限切れ)したものも含みます) <input type="checkbox"/> 申請用写真3枚 <ul style="list-style-type: none"> ※ 申請前6か月以内に撮影されたもので無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル×横2.4センチメートル、白黒・カラーを問いません。 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> ※ 古いパスポートを持っていない場合又はパスポート等で取得日及び取得後3か月以上の滞在確認ができない場合(自動化ゲート等により免許証発給国の出入国スタンプがない場合含む)は、免許証発給国の出入国記録証明等が必要になる場合があります。 ※ 更新して間がない外国免許証を所持しているかた及び取得日などが記載されていない外国免許証を所持しているかた等は、運転経歴証明書等が必要となる場合があります。 ※ 発給国によっては、外国免許証の証明書、その他各種証明書類などが必要となる場合があります。◎必要証明書類(国別)一覧を参照願います。 ※ 事前審査の結果、書類不備等その他理由により再度来庁していただく場合又は外国免許からの切替ができない場合があります。
<p>問合せ先</p>	<p>運転免許試験課 <外国免許切替相談室> 電話 048-543-2001(代表) ※ 平日午後4時～午後5時までの間にお問い合わせください。 外国免許切替担当が電話で対応しますが、当日の審査状況により対応できない場合があります。ご了承ください。</p>